

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書
(西条市遺族会)

西条市監査委員

目 次

令和5年度財政援助団体等監査の結果について	1
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の着眼点	2
第4 監査の実施内容	2
第5 監査の結果	2
1 西条市遺族会に対する補助金について	3

西監第88号
令和5年12月27日

西条市長 玉井敏久 殿
西条市議会議長 坪井剛 殿

西条市監査委員 東元道明
西条市監査委員 徳増竜伍
西条市監査委員 行元博

令和5年度財政援助団体等監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項及び西条市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和5年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の対象

令和4年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体に対する補助金について監査を実施した。

監査対象団体	補助金の名称	所管部署
西条市遺族会	西条市遺族会活動費補助金	福祉部社会福祉課

第2 監査の期間

令和5年10月20日から令和5年11月27日まで

第3 監査の着眼点

- (1) 補助対象や金額の算定基準は要綱等により明確になっているか。
- (2) 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- (3) 補助金の使途は適切か。
- (4) 出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- (5) 補助金で購入した物品等の管理は適正か。

第4 監査の実施内容

団体及び所管部署から関係書類等の提出を求め、関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、出納関係帳票の整備の状況等について関係者に出席を求め、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の結果

関係書類の提出を受け、審査する過程で一部不適切な処理が見受けられたが、団体及び所管部署との協議のもと、不適切処理に係る部分について補助金の自主返納が行われた。

なお、改善又は検討をする事項については、団体と所管部署に指導を行い、適正な事務の執行を求めた。

団体及び所管部署においては、指示、指導を行ったため本報告書への記述を省略した軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体等の監査結果は次のとおりである。

1 西条市遺族会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条市遺族会活動費補助金
(2) 補助金交付先 西条市遺族会
(3) 補助金額 2,437,000 円
(4) 支出年月日及び金額 令和4年 4月25日 2,437,000 円
(5) 支出根拠 西条市補助金等交付規則
西条市遺族会活動費補助金交付要綱

(6) 西条市遺族会に関する指摘事項

ア 全般について

事務局を社会福祉課に置いているが、団体の自立した運営に向けた努力を損ない、
自主、自立した活動の創出を妨げるおそれがある。今後、自主的な運営を行うよう
努められたい。

イ 収入・支出関係事務について

支出に係る積算根拠の証拠書類の確認等、適正な出納事務を行うよう努められた
い。

(7) 福祉部社会福祉課に関する指摘事項

ア 全般について

令和4年度の社会福祉課の定期監査において、地区遺族会については決算報告にて事業内容等の確認を行っているとの回答であったが、地区遺族会の通帳の確認も行うとともに、監査委員が西条市遺族会活動費補助金交付要綱等により、間接補助事業者である地区遺族会の監査ができるよう当該要綱等の改正を検討されたい。

イ 補助金交付事務について

令和4年度の社会福祉課の定期監査等の中でも監査しており、軽易な指摘事項は
あったものの、おおむね適正に事務処理がなされていた。